

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等、源泉所得税納税告知処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年5月28日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号ないし第●●号、平成19年12月19日判決、本資料257号-241・順号10850)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年9月10日判決、本資料258号-161・順号11019)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消等、源泉所得税納税告知処分取消等請求事件について、同裁判所が平成20年9月10日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年5月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 涌井 紀夫

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上告人兼申立人	㊿株式会社
同代表者代表取締役	乙
上記5名訴訟代理人弁護士	
	江尻 隆
	細野 敦
	宮塚 久
	北村 導人
	丹下 隆之
	岩崎 康幸
	松永 博彬
	田中 晶国
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男